

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

竹田市上下水道課よりのお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は、令和元年10月1日より5年ごとの更新が必要になりました。

■令和元年10月1日から「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されました。

■有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がない場合は失効となります。

また、更新制の導入に伴い、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図るため、指定の申請（更新を含む）の際に営業内容等の確認を行うこととなります。

■旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。

政令の規定により令和元年9月30日（改正水道法施行日以前）までに、竹田市指定給水装置工事事業者の指定を受けている場合の有効期間については下記のとおりです。

指定を受けた日	現行指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

令和元年9月30日時点で竹田市指定給水装置工事事業者となっている事業者様には改めて個別に有効期間・更新申請についてのご案内をいたします。

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

【厚生労働省令第18条による】

●市が規定する更新手数料

5,000円

●更新の要件（新規指定と同様）

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者

【水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条による】

●指定更新申請時に確認する4項目

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

問い合わせ先： 竹田市上下水道課 電話 0974-63-4836